

群馬県中小企業再生支援資金融資促進制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、事業再生を図る中小企業者への融資を促進し、もって県内中小企業者の再生に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる者（農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、生活衛生同業組合連合会、酒造組合中央会及び酒販組合中央会を除く。）であって、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）を行うもので県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

(2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

(貸付け)

第3条 県は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる（次条第1号エ及びオの場合を除く。）。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、知事が別に定める。

(融資条件等)

第4条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 融資対象者

県内において事業を行っている中小企業者であって、次のいずれかに該当し、かつ、取引先金融機関及び保証協会の支援が確実に見込まれる者

ア 群馬県中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の支援を受け、実現可能な経営改善計画を策定し、その計画の実施に要する資金を必要とする者

イ 群馬県経営サポート会議（以下「経営サポート会議」という。）で各関係者が協議した経営改善計画の実施に要する資金を必要とする者

ただし、保証協会の協力を得て実施する者に限る。

ウ 保証協会の支援を受け、実現可能な経営改善計画を策定し、その計画の実施に要する資金を必要とする者

エ 保証協会の求償権消滅保証制度を利用し、事業再生を図ろうとする者で、求償権の対象が損失補償を付した県制度融資である者

オ 保証協会の事業再生保証制度を利用し、事業再建を図ろうとする次に掲げる者

① 民事再生法に基づき計画の認可を受け、再生計画の途上にある者

② 会社更生法に基づき計画の認可を受け、更生計画の途上にある者

(2) 資金使途

設備資金（土地取得のための資金を除く。）及び運転資金

(前号ア、イ及びウについては、経営改善計画の実施に要する資金に限る。)

(3) 融資限度額

6,000 万円

(4) 融資期間

- ア 第1号ア、イ、ウ又はエに該当する者
運転資金 10 年以内 (内据置 1 年以内)
設備資金 12 年以内 (内据置 2 年以内)
- イ 第1号オに該当する者
原則 1 年以内

(5) 融資利率

- ア 第1号ア、イ又はウに該当する者 (全て保証協会の保証付き)
責任共有制度対象外 年 1.8% 以内
責任共有制度対象 年 1.85% 以内
- イ 第1号エ又はオに該当する者
金融機関所定利率

(6) 信用保証

- ア 第1号ア、イ又はウに該当する者
保証協会の信用保証を付す。
- イ 第1号エに該当する者
保証協会の求償権消滅保証を付す。
- ウ 第1号オに該当する者
保証協会の事業再生保証を付す。

(7) 担保・保証人

金融機関及び保証協会との相談による。

(8) 償還方法

- ア 第1号ア、イ、ウ又はエに該当する者
年 1 回以上の元金均等分割償還
- イ 第1号オに該当する者
一括償還又は分割償還

(申込手続)

第5条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、融資を希望する金融機関に、行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書、暴力団並びに暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書、第4条第1号の対象要件を確認するに足る書類及び第4条第2号の資金使途を明らかにする書類を添えて、当該金融機関及び保証協会の所定の融資及び保証の申込みを行うものとする。

なお、第4条第1号ア、イ又はウに定める要件に基づいて融資を受けようとする者は、上記に定める手続に加え、次の各号に定める手続を行うものとする。

(1) 第4条第1号アに該当する者

活性化協議会の支援を受けて策定した経営改善計画書の写しを、融資の申込みを行う際に融資を希望する金融機関に提出する。

(2) 第4条第1号イに該当する者

経営サポート会議で各関係者が協議した経営改善計画書の写しを、融資の申込みを行う際に融資を希望する金融機関に提出する。

(3) 第4条第1号ウに該当する者

保証協会の支援を受けて策定した経営改善計画書の写しを、融資の申込みを行う際に融資を希望する金融機関に提出する。

(保証承諾の報告)

第6条 保証協会は、この要綱に基づく融資について保証の承諾を行ったときには、その内容について知事に報告するものとする。

(指導)

第7条 金融機関及び保証協会は、この要綱の目的をよく理解し、融資を促進するとともに、中小企業者に対して金融に関する指導に努めるものとする。

(期限前償還)

第8条 金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該融資を受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。

(2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。

(3) 融資を受けて取得した施設又は設備を目的外に使用し、又は他に譲渡したとき。

(4) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(預託の停止)

第9条 県は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

(損失補償)

第10条 県は、保証協会がこの要綱に基づく融資について保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額(元本に相当する金額に限る。)に対し、別に締結する契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとする。

(報告等)

第11条 知事は、必要があると認めたときは、この要綱に基づく融資を受けた者、金融機関及び保証協会に対して融資の状況等について、報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

(保証業務)

第12条 保証協会のこの要綱に基づく融資の保証業務については、この要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては、2.58分の1、商工組合中央金庫にあっては2.83分の1、信用金庫及び信用組合にあっては1.89分の1」とする。

3 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間、この要綱に基づく資金(平成19年度以前に実施した既往債務については、第4条第3号の規定に関わらず、その既往債務残高を借換額の上限とする。)で第4条第1号ア、イ、ウ又はエに定める要件の既往債務に限り、この要綱に基づく融資により借換ができるものとする。なお、この借換における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県中小企業再生支援資金借換事務取扱要領によるものとする。

4 平成19年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては、2.61分の1、商工組合中央金庫にあっては2.80分の1、信用金庫及び信用組合にあっては2.01分の1」とする。

5 平成20年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては、2.61分の1、商工組合中央金庫にあっては3.00分の1、信用金庫及び信用組合にあっては2.

28 分の 1」とする。

- 6 前項の規定にかかわらず、平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「銀行及び商工組合中央金庫にあっては 2.94 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.49 分の 1」とする。
- 7 平成 21 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 8 平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 1 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 9 平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 2 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 10 平成 22 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 11 平成 23 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 12 平成 22 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 13 平成 24 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 14 平成 23 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 15 平成 25 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 16 平成 24 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 17 平成 26 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。

とする。

- 18 平成 25 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 19 平成 27 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 20 平成 26 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者（本則第 4 条第 1 号オに係るものを除く。）について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 21 平成 28 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 22 平成 27 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者（本則第 4 条第 1 号オに係るものを除く。）について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 23 平成 29 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 24 平成 28 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者（本則第 4 条第 1 号オに係るものを除く。）について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関、保証協会及び再生支援協議会（本則第 4 条第 1 号アに係るものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 25 平成 30 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 26 平成 31 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 27 令和 2 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 28 令和 3 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 29 令和 4 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 30 令和 5 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。

とする。

31 令和 6 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。

32 令和 7 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.48 分の 1」とする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。